

第8期 2021（令和3）～2023（令和5）年度

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画



2021（令和3）年3月

東松山市

はじめに

本市では、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を市民、事業者、関係機関と連携・協働して進めてまいりました。



本市の高齢化率は、2020年（令和2年）の29.0%から、2025年（令和7年）には30.7%まで上昇し、全国平均を上回って推移していくものと見込まれています。高齢化の進展は、元気な高齢者ばかりでなく、見守りや介護が必要な高齢者の増加にもつながることから、高齢者の生活をどのように支えていくかが重要な課題となっています。

2020年（令和2年）には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村は包括的な福祉サービス提供体制や支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等を推進していくこととなりました。地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を図ることが求められています。

本市においても、市の最上位計画である第五次東松山市総合計画の後期基本計画において、高齢者の「楽しみたい 働きたい 貢献したい」という思いの実現を支援するため、「地域福祉の充実」を新たな重点課題として位置づけるとともに、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までを計画期間とする第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を目指して、引き続き健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に向けた諸施策を推進してまいります。市民の皆様、関係機関・団体の皆様には、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

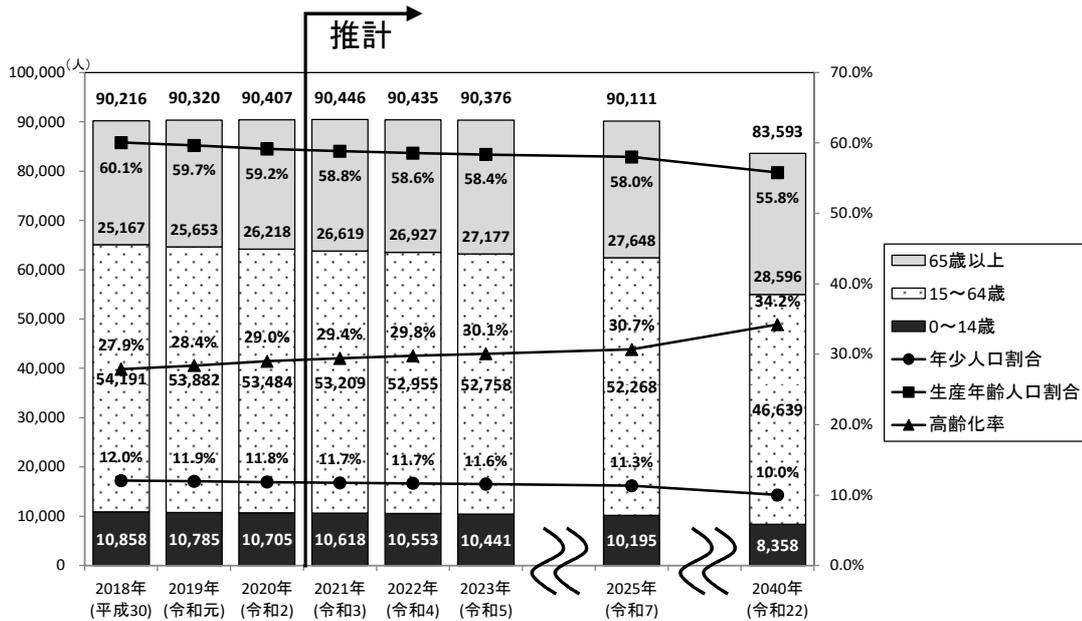
令和3年3月 東松山市長 **森田 光一**

東松山市の高齢者の現状と将来推計

▼人口の推移と将来推計

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、直近の2020年（令和2年）10月1日現在で、90,407人となっており、近年増加傾向にあります。2022年（令和4年）からは微減に転じ、2025年（令和7年）には90,111人、2040年（令和22年）には83,593人と推測され、2020年（令和2年）からそれぞれ296人、6,814人減少すると予測されます。

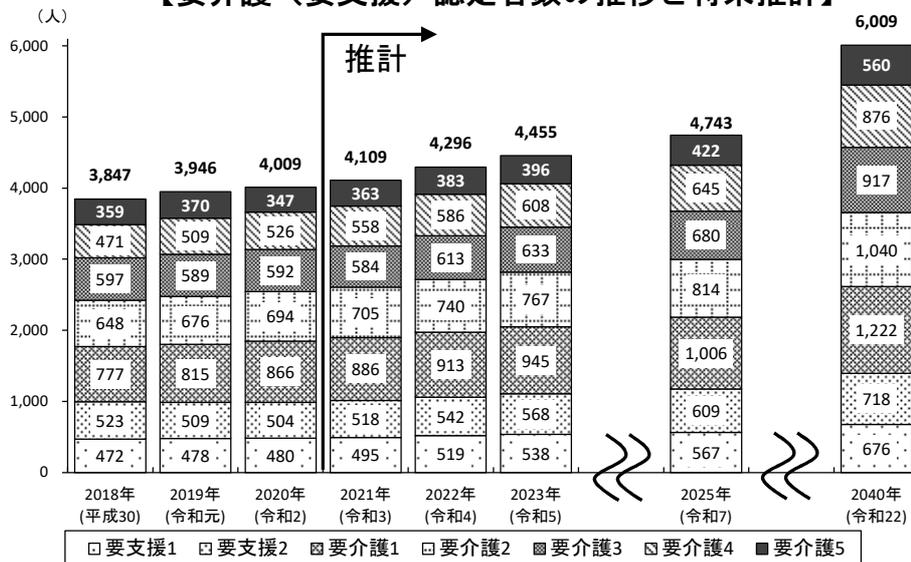
【年齢区分別人口の推移と将来推計】



▼要介護(要支援)認定者数の推移と将来推計

2020年（令和2年）に4,009人であった要介護（要支援）認定者数は、その後も増加を続け、2025年（令和7年）には4,743人、2040年（令和22年）には、6,009人になる見込みです。

【要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計】



資料：地域包括ケア「見える化」システムより作成

基本理念・基本方針等

▼基本理念

第8期計画では、第7期計画で推進してきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をさらに推進していくため、第7期計画で定めた「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を基本理念とします。

**いつまでも 自分らしく
安心して暮らせるまち 東松山の実現**

▼基本方針

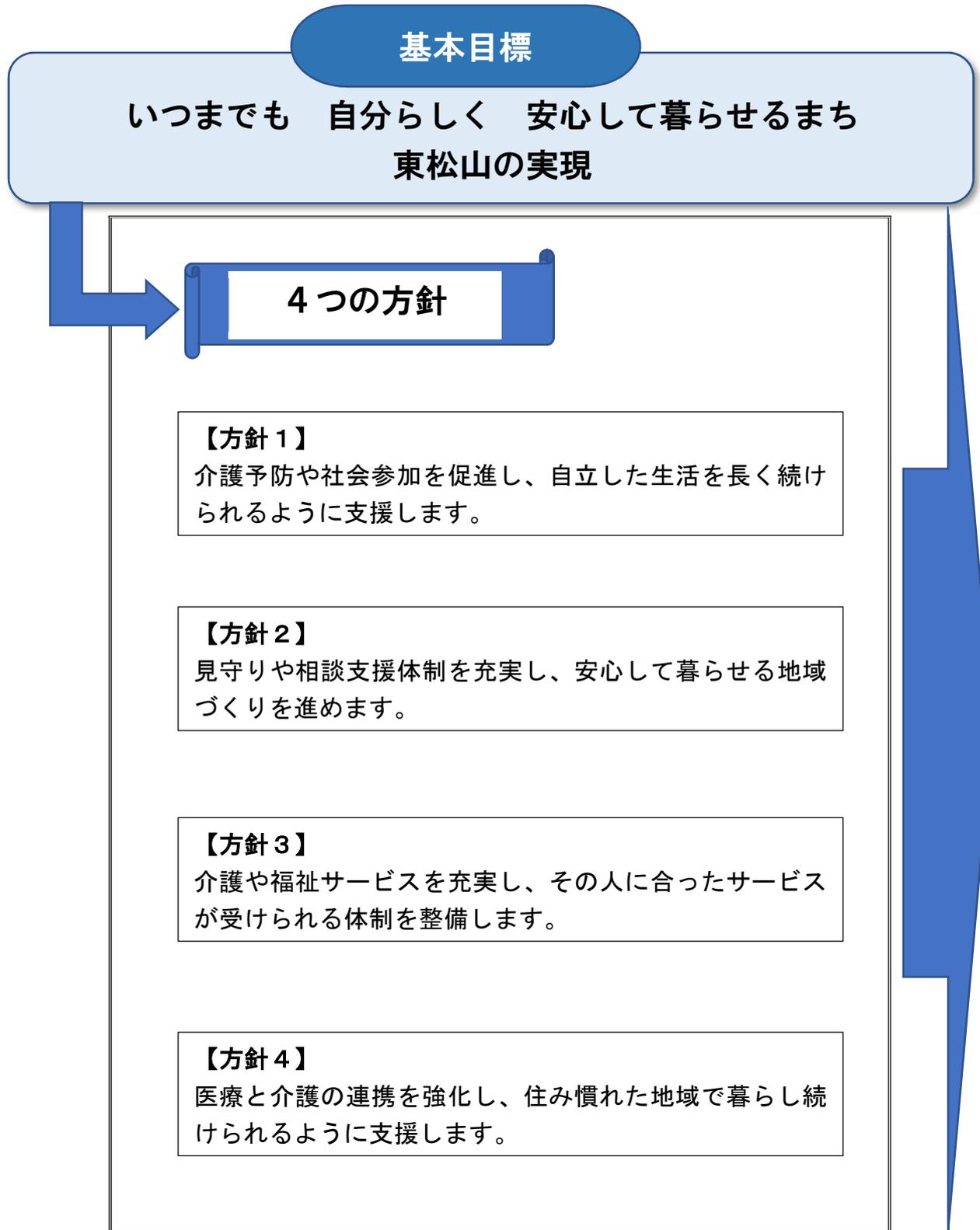
基本理念の実現を目指し、以下の4つの方針のもと、各種施策を展開していきます。

方針1	介護予防や社会参加を促進し、自立した生活を長く続けられるように支援します
高齢になっても、できる限り介護を必要としない生活を長く続けられるように、介護予防や社会参加を促進するための施策を推進します。また、介護や支援を要する状態になった場合でも、状態改善や重度化防止に向けた取組を進めます。	
方針2	見守りや相談支援体制を充実し、安心して暮らせる地域づくりを進めます
一人暮らし高齢者や認知症の方などを地域で見守り、相談や支援につなげるためのネットワークづくりを進めます。また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の認知症に対する理解促進を図ります。	
方針3	介護や福祉サービスを充実し、その人に合ったサービスが受けられる体制を整備します
介護が必要な人が安心してサービスを利用できるように介護サービス基盤の整備を計画的に進めるとともに、保険者機能を強化し、介護給付の適正化と質の確保・向上を図ります。	
方針4	医療と介護の連携を強化し、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援します
たとえ重度の要介護状態になっても、在宅での生活を継続できるように、医療や介護に関わる多職種とのネットワークづくりや関係機関との有機的な連携を通じて、医療と介護の連携を強化します。	

施策の体系

▼体系図

第8期計画では、次のような施策体系で事業を展開していきます。



施策の柱

施策

1 介護予防・健康づくりの推進と社会参加の促進

いきがづくり・社会参加の支援

健康づくりや介護予防の推進

2 相談・支援体制の充実

地域包括支援センターの機能強化

安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

認知症施策の推進

権利擁護の推進・虐待防止の推進

3 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービスの充実

生活支援体制の整備

高齢者の居住安定に係る施策との連携

4 介護保険制度の適正な運営

情報発信・見える化の推進

介護サービス基盤の整備

介護人材の確保・資質の向上・業務効率化に向けた事業者支援の推進

介護給付の適正化の推進

利用者負担の助成

5 医療と介護の連携強化

地域の医療・介護サービス資源の把握

医療・介護の連携体制の強化

地域住民への普及・啓発

地域包括ケアシステムの充実に向けた取組

▼介護予防・健康づくりの推進と社会参加の促進

「みんなきらめけ!!ハッピー体操」をはじめとする介護予防事業や、いきいきパス・ポイント事業など、これまで取り組んできた事業を発展させ、高齢者の多様性や自発性を尊重する高齢社会の実現に向けて、高齢者自らが社会的役割を見だし、社会の一員として貢献し、自己実現に結びつく活動に対して支援できるよう、介護予防や健康づくりを推進し、社会参加を促進します。

主な事業と取組

1 いきがいづくり・社会参加の支援

高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らしていくために、いきがいづくりと社会参加を促進します。地域における通いの場である高齢者向けサロンやシニアクラブなどの活性化を促すとともに、健康で働く意欲のある高齢者の就労機会の確保を図ります。

- いきいきパス・ポイント事業
- シニアボランティア支援事業
- シルバー人材センター補助事業
- シニアクラブ事業
- 通いの場の充実

2 健康づくりや介護予防の推進

運動、栄養、口腔などについて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の観点から、本市の高齢者のフレイル状態を把握した上で効果的な健康づくりや介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

- みんなきらめけ!!ハッピー体操の普及
- 介護予防教室の開催
- 市民健康増進センター管理運営事業

▼相談・支援体制の充実

まちづくりや地域包括ケアシステム構築の中核となる地域包括支援センターを中心に住民の様々な相談への対応や課題の解決を図る相談窓口を充実させ、高齢者のみならず、障害児者、子育て家庭、生活困窮者等の相談等も身近な地域で受けられるよう関係機関が連携し対応します。

主な事業と取組

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの業務には、総合相談支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び権利擁護事業等の事業があります。多職種協働による個別ケースの地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を充実させ、地域課題の発見、地域資源の開発と組織間や専門職種間のネットワークの強化等を通じて、高齢者の自立支援に資する機能をより高めていきます。

- 地域包括支援センター運営事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 地域ケア会議の開催
- 総合相談支援事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

2 安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

高齢者が一人暮らしや認知症であっても、住み慣れた地域で生活が継続できるよう地域での見守りやサポート体制を充実させます。また、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国や埼玉県、関係団体との連携協力の下、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

- 高齢者世帯調査の実施
- あんしん見守りネットワーク事業
- 避難行動要支援者支援制度の推進・福祉避難所の開設
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

3 認知症施策の推進

国の認知症施策推進関係閣僚会議でとりまとめられた認知症施策推進大綱に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が送れる社会を目指して、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進していきます。そのため、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策のさらなる強化に取り組んでいく必要があります。

国の動向を注視しながら、様々な生活の場面で認知症の方とそうでない方が共生できる地域づくりを念頭に認知症施策を推進します。また、若年性認知症や高次脳機能障害などにより認知機能障害のある方や家族に対する市民の理解を深めるための若年性認知症ガイドブックを更新するとともに、本人や関係者等が交流できる居場所づくりの促進を図るため、障害者福祉所管課とも連携して、切れ目のない支援体制の充実を目指します。

また、2020年（令和2年）3月31日付けで公布・施行された埼玉県ケアラー支援条例の基本理念に則り、すべてのケアラー（介護者）が健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

- 認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症検診事業
- 認知症初期スクリーニングシステムの普及
- 認知機能維持・向上事業
- 認知症初期集中支援チームの活動
- 認知症の方と家族介護者への支援
- 認知症ケア相談室の設置

4 権利擁護の推進・虐待防止の推進

認知症などにより判断能力の低下した高齢者は増加しており、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯も今後も増えることが予想される中、より一層の権利擁護に関する相談体制の強化や啓発を行い、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- 施設入所委託事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 権利擁護支援事業

▼介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービス事業を中心に、それぞれの地域や生活環境、心身の状況に合わせたニーズを把握し、地域資源の発掘や開発を促進し、支援を必要とする高齢者の自立に資するサービスを充実させていきます。

主な事業と取組

1 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービス事業やその他の在宅福祉サービスをさらに充実させ、高齢者の心身の健康状態や生活機能に応じた暮らしが継続できるよう、きめ細かい支援を進めます。

- 訪問型サービス
- 寝具類洗濯等サービス事業
- 配食サービス事業
- 紙おむつ給付事業
- 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業
- 通所型サービス
- 緊急通報システム事業
- 訪問理美容サービス事業
- 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

2 生活支援体制の整備

生活支援体制整備事業や支え合いサポート事業など、高齢者の困りごとについて地域における助け合い活動を促進します。その推進役として、たすけあい推進協議会及び各地区第2層協議体を運営し、検討を進めると共に、生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーターの活躍を支援します。

- 生活支援体制整備事業
- 支え合いサポート事業

3 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けることができる環境の整備やサービスの質の確保を図ります。

高齢者の住まいの施策展開にあたっては、住宅施策と福祉施策との連携が不可欠であることから両施策を緊密に連携させ、総合的に進めていきます。

- サービス付き高齢者向け住宅
- 有料老人ホーム

▼介護保険制度の適正な運営

介護の必要な高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような支援、介護予防・重度化防止といった介護保険制度の理念を堅持し、質の高いサービスを提供していくと同時に、制度の持続可能性の確保を目指します。また、保険者の立場から介護給付を必要とする方を適切に認定し、真に必要なサービスを、事業者が適切に提供できるよう、給付内容、実施事業等の点検・評価を行い、介護保険制度の適正な運営を図ります。

主な事業と取組

1 情報発信・見える化の推進

高齢者等の困りごとを解決するためには、困りごとをどこに相談すればよいか、また、どんな支援が受けられるかなどの情報をわかりやすく発信することが重要となります。高齢者が生活に必要な情報を有効に活用できるよう広報紙やホームページ等を通じた情報発信・見える化を進めます。

- 介護保険制度ガイドブック・リーフレットの発行
- 介護サービス情報の公表・介護サービス事業所一覧の発行
- 出前講座の開催

2 介護サービス基盤の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる介護サービスの確保を図るとともに、家族支援を行うことで、十分に働ける人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられる社会の実現を目指します。第8期計画期間における本市の介護サービス基盤の整備については、地域医療構想における2025年（令和7年）の介護施設・在宅医療等の追加的需要等を踏まえ、次のとおり計画します。

- 介護老人福祉施設（開設）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（普及）
- 小規模多機能型居宅介護（普及）
- 看護小規模多機能型居宅介護（普及）
- 認知症対応型共同生活介護（増設）
- 短期入所生活介護（単独型）（増設）

3 介護人材の確保・資質の向上・業務効率化に向けた事業者支援の推進

支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉サービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言・指導を行い、制度の適正な運営、サービスの質の向上、労働環境・処遇の改善に向けた取組を進めます。

- 地域密着型サービス事業者等への集団指導・実地指導
- 業務の効率化に向けた事業者支援
- 介護人材の確保・育成

4 介護給付の適正化の推進

介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者（サービスを利用される方）が真に必要なとする過不足のない質の高いサービス提供を事業者に促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、次の5つの事業を実施します。

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン点検
- 住宅改修・福祉用具の点検
- 縦覧点検・医療との突合
- 介護給付費通知

5 利用者負担の助成

高額介護費補助金制度を国の軽減策に加え上乗せし、所得の低い方への支援を引き続き実施します。

- 高額介護費補助金制度

▼医療と介護の連携強化

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療機関と介護サービス事業所などの関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが重要なことから、様々な事業を通して在宅医療と介護の連携を強化し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

なお、本市は、在宅医療・介護連携推進事業を比企地区8町村（滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村）と共同で取り組んでいます。

主な事業と取組

1 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関・介護サービス事業所等の情報を把握し、2021年（令和3年）3月から市ホームページ内で医療・介護情報の検索システムの提供を開始することで、関係者間の連携を促進するとともに、市民の医療・介護サービスへのアクセスの向上を支援します。

相談先や医療機関・介護サービス事業所を手軽に調べるツールとして、市民、関係者双方に活用してもらえよう、普及にも取り組んでいきます。

- 地域の医療・介護資源検索システムの構築・活用

2 医療・介護の連携体制の強化

地域の医療・介護関係者等が参画する協議会を継続的に開催することで、地域の医療・介護関係者の協力のもと、在宅医療・介護連携の現状を把握、分析し、課題の抽出、対応策の検討、施策の立案を行いながら、在宅医療・介護サービスが一体的に提供される体制の構築を推進します。

- 連携強化に向けた課題抽出と対応策の検討
- 切れ目のない医療と介護の提供体制
- 医療・介護関係者の情報共有支援
- 情報共有シートの普及・活用
- 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 医療・介護関係者によるグループワーク等の開催
- 関係市町村との連携

3 地域住民への普及・啓発

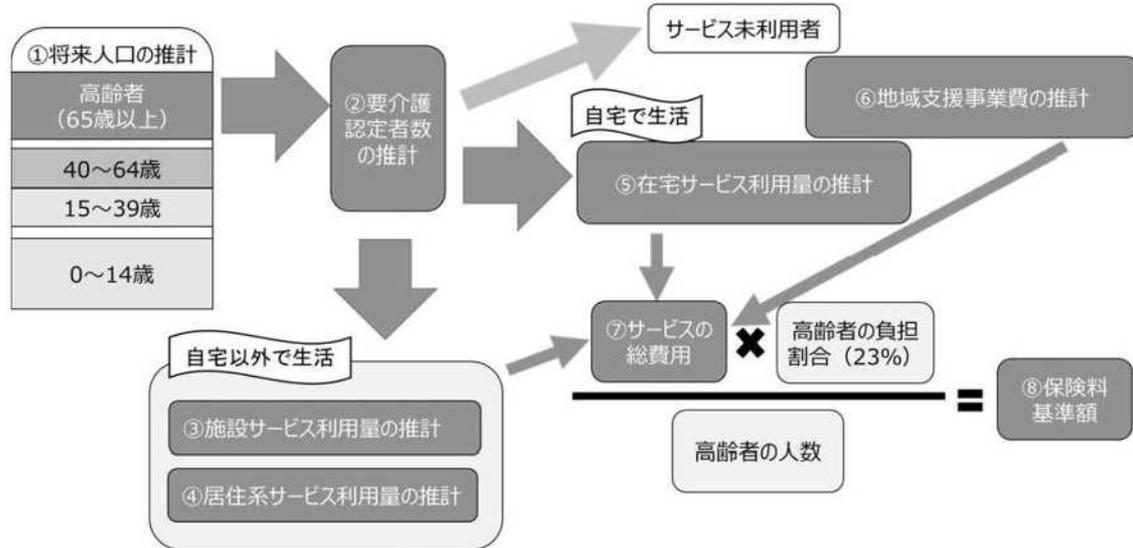
利用者やその家族が、医療・介護サービスに関する情報を正しく理解し、適切なサービスを選択・利用することができるよう、サービスの種類や医療機関、サービス提供事業所、介護施設などに関する情報発信の充実に取り組み、市民への普及・啓発を図ります。

- 在宅医療・介護に関するリーフレット等の配布・情報発信
- 在宅医療・介護に関する講演会等の開催

第8期計画の介護サービス事業量等の見込

▼介護保険事業費

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込にあたっては、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。



【第8期計画期間中の介護保険事業費】

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期累計
標準給付費 ①(A+B)	6,348,270,173	6,608,555,730	6,865,327,826	19,822,153,729
総給付費 A	5,992,948,000	6,255,454,000	6,496,856,000	18,745,258,000
その他保険給付費 B	355,322,173	353,101,730	368,471,826	1,076,895,729
地域支援事業費 ②(C+D+E)	365,691,000	376,991,000	389,271,000	1,131,953,000
介護予防・日常生活支援総合事業 C	217,944,000	228,244,000	239,524,000	685,712,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営及び任意事業) D	126,467,000	127,467,000	128,467,000	382,401,000
包括的支援事業(社会保障充実分) E	21,280,000	21,280,000	21,280,000	63,840,000
介護保険事業費 (①+②)	6,713,961,173	6,985,546,730	7,254,598,826	20,954,106,729

▼介護保険料基準額

第8期計画期間3年間の介護保険事業費見込額に、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じて、調整交付金交付差額を加え、保険給付費等支払準備基金取崩額及び保険者機能強化推進交付金等の交付見込額を差引き、保険料収納必要額を算出します。

さらに、予定保険料収納率等を設定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出します。その結果、本市の第1号被保険者の保険料額は、5,300円となり、所得段階により次のページの表のとおり設定されます。

▼第1号被保険者所得段階別保険料負担割合

第1号被保険者の保険料は所得段階に応じて負担割合が異なります。

(単位：円)

所得段階	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者若しくは前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.30	1,590	19,080
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50	2,650	31,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.70	3,710	44,520
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	4,770	57,240
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	5,300	63,600
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,360	76,320
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	6,890	82,680
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	7,950	95,400
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の人	基準額×1.60	8,480	101,760
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が430万円以上540万円未満の人	基準額×1.70	9,010	108,120
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が540万円以上650万円未満の人	基準額×1.80	9,540	114,480
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が650万円以上	基準額×1.85	9,805	117,660

※第1段階から第3段階までの保険料率及び保険料額は、介護保険条例第5条第2項、第3項及び第4項で規定された低所得者保険料軽減措置後の数値を記載

計画の推進と進行管理

▼計画の推進

【市民・団体・事業者等との協働の推進】

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健・福祉サービスの提供や関連施設の充実とともに、地域住民の主体的な取組が不可欠です。市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためにも、地域住民が主体となったボランティア等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員協議会連合会、自治会、社会福祉協議会、医師会、医療機関、各介護サービス事業所、介護支援専門員等の関係専門職種任意団体の任意団体、保健所、地域包括支援センターなどと密接に連携し、市全体で地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【庁内連携の推進】

本計画は、保健・医療・福祉・介護を中心として、高齢者を取り巻く様々な生活課題を対象にしたものであることから、保健福祉部局はもとより、ボランティア等の市民活動、生涯学習、雇用、住宅、まちづくり、防災関係等関連部局が一体となって、関連諸施策への取組を推進していく必要があります。

本市では、地域福祉の充実に向け、庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、高齢者の「楽しみたい 働きたい 貢献したい」という思いの実現を支援するため、心のこもった地域福祉プロジェクト2020を進めています。今後も引き続き、高齢者が「いつまでも自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を目指して、関係部局と連携を図りながら、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に向けた諸施策を推進していきます。

▼計画の進行管理

本計画は、高齢者の様々なニーズに柔軟に対応するための行動計画であるとともに、適正な介護保険料の設定を行う基礎となる計画です。

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、東松山市介護保険運営協議会に報告し、分析・評価を行います。また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「計画⇒実行⇒評価⇒改善」のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・県の施策、市内の動向などを鑑み、必要に応じて見直していきます。



東松山市

第8期東松山市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

<概要版>

2021（令和3年）3月

編集・発行 東松山市健康福祉部高齢介護課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL : 0493-23-2221 FAX : 0493-22-7731